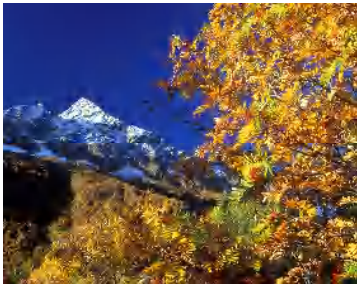




# 事務局報

社団法人 日本調査業協会

## 〔事務局より〕



都心ではまだ色づき始めてはおりませんが、奥多摩方面では紅葉が始まったようです。皆さんの地域ではいかがでしょうか。

毎年、栃木県の茶臼岳（標高 1940m）か奥日光の紅葉狩りに出かけますが、今年は忙しく・・・（本当は体力の衰え）無理のようです。

若い頃は 3000m級の山々を登っておりおましたが、近年体力の衰えとともに低山を選択するようになり、楽をして山頂に立つようになりました。時間をかけての登頂であっても山頂に立ったときの達成感や、冷えたおにぎりであっても空腹を満たす満足感は変わりません。

日調協にお世話になって5年が経過しましたが、平成 18 年を境に本部に入ってくる調査依頼受件数が減ってきております。「探偵業法」の施行が原因と言われますが、果たしてその原因が 100%だと言えるでしょうか。

今こそ、「商い」とはなんぞやという事を再認識し、原点に立ち戻ることが大事ではないでしょうか。日本の社会の動向を考えた時、「調査」と言う埋蔵金はかなりあるものと思われます。固定観念にとらわれず、もう一度周りを見つめなおすことも必要ではないでしょうか。

登山を始めた頃には朝早い時間から、なんでこんな辛いことをしているのか、家で寝ていれば楽なのにと考えながら登った時もありました。しかし、山頂に立ち雲の上にご来光が出た時の感動は、経験したことがない方には分からないことかもしれませんが、言うに言えない満足感、達成感があります。

是非、皆さん方もこの氷河期を乗り越えるために、個々の知恵を結集し難局を乗り越え、達成感を味わえるよう努力をしていただきたいと思います。

そのためにも、11月27日（木）に日調協主催第2回教育研修会を、東京で開催いたしますのでご参加を頂き、研鑽を積んでいただきたいと思います。

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-5-6 黒澤和泉町ビル202

Tel (03) 3865-8371 Fax (03) 3865-8002

IP電話：050-3329-4694 . 050-5507-5917

<http://www.nittyokyo.or.jp>

## 日調協 10 月の行事報告

- 警察庁小林係長公益法人実務担当者説明会の件で来協。  
月 日：平成 20 年 10 月 16 日（木）
- 会報新年号発行に関する打合せ。  
月 日：平成 20 年 10 月 29 日（水）

## 日調協 11 月の行事予定

- 警察庁主催「公益法人実務担当者説明会」。  
月 日：平成 20 年 11 月 12 日（水）  
場 所：合同庁舎第 2 号館  
時 間：13：30～16：30
- 平成 20 年度 第 1 回定例理事会開催。  
月 日：平成 20 年 11 月 26 日（水）  
場 所：ちよだパークサイドプラザ  
時 間：11：00～14：00
- 平成 20 年度 第 1 回 会長会議開催。  
月 日：平成 20 年 11 月 26 日（水）  
場 所：ちよだパークサイドプラザ  
時 間：14：00～17：00
- 平成 20 年度 第 2 回 日調協主催教育研修会開催。  
月 日：平成 20 年 11 月 27 日（木）  
場 所：(財)日本教育会館 一ツ橋ホール  
時 間：11：00～17：00

## 単 位 協 会 の 動 向

- 北海道調査業協会道警各方面本部・所轄警察署表敬訪問。  
・平成20年10月14日～10月28日 延べ8日間 29箇所。
- 東北調査業協会。  
【臨時総会】：平成20年10月17日（金）
- 東京都調査業協会。  
【三役会】：平成20年11月05日（水）  
【理事会】：平成20年11月12日（水）  
【研修会】：平成20年11月27日（木）・・・日調協主催、都調協所管。
- (社)大阪府調査業協会。  
【研修会】：平成20年11月27日（木）
- 近畿調査業協会。  
【月例研修会】：平成20年11月10日（月） 午後1時30～
- 九州調査業協会。  
【日調協主催研修会】：平成21年1月23日（金） 大分県で開催予定。  
※ 日程が決まりましたのでご報告いたします。詳細なことは決定しだい、お知らせいたします。

**事務局よりの掲示板**

(社)日本調査業協会  
**平成20年度 第2回教育研修会開催**

月 日：平成20年11月27日（木）  
時 間：午前11時00分～午後5時00分  
会 場：(財)日本教育会館 一ツ橋ホール （7階 中会議室）  
東京都千代田区一ツ橋 2-6-2  
主 催：(社)日本調査業協会  
定 員：150名

平成 20 年度 第二回

## 教育研修会 式次第

主催：社団法人 日本調査業協会

所管：東京都調査業協会

協賛：北関東調査業協会 甲信越調査業協会

埼玉県調査業協会 千葉県調査業協会

神奈川県調査業協会 静岡県調査業協会

※ テーマ：探偵業法及び関連法の実務研修会。(業法施行一年間の事案及び対応策)

受	付	10：15～	
開 会 式			
10：45～11：00	司 会	東京都調査業協会	研修委員長 信澤 保 氏
	開会宣言		
	倫理綱領唱和	(社)日本調査業協会	倫理委員長 高橋 新治 氏
	主催者挨拶	(社)日本調査業協会	会 長 山森 政雲 氏
	担当協会挨拶	東京都調査業協会	会 長 野畑 四郎 氏
研 修 会 時 程 表			
I 時限	11：00～12：00	消費者契約法・特定商取引法から見た調査契約について	元(財)日本消費者協会相談室長 日調協理事 鳥居 喜美子氏
休憩 (45分)			
II 時限	12：45～13：45	探偵業法の解釈と運用	(社)日本調査業協会 副会長・教育研修委員長 松本 耕二 氏
休憩 (10分)			
III 時限	13：55～14：50	新公益法人法申請について	(社)日本調査業協会 会 長 山森 政雲 氏
休憩 (10分)			
IV 時限	15：00～15：50	「探偵業法」施行後の実態及び今後の課題について	警察庁生活安全局生活安全 企画課 警視 木原 仁夫 氏 警部 小林 俊之 氏
休憩 (10分)			
V 時限	16：00～16：45	警察庁の講義を受けて	(社)日本調査業協会 副会長・教育研修委員長 松本 耕二 氏
休憩 (5分)			
閉会式	16：50～17：00	修了書授与 (社)日本調査業協会	会 長 山森 政雲 氏

※ 予定と異なり変更が生じることが御座いますので、ご了承下さい。

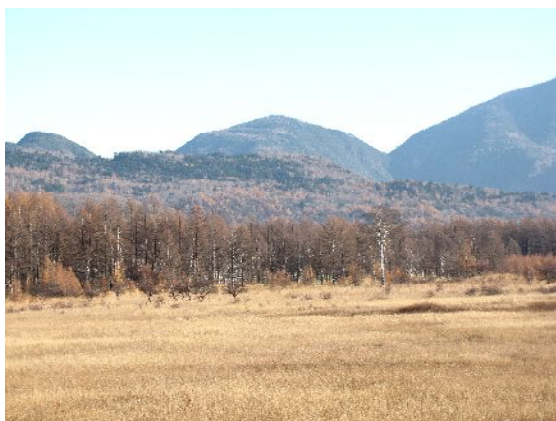
## 一般社団法人と公益社団法人の違い

	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
事業目的	公益目的事業を主たる目的とする	制限なし
行政庁の監督	内閣総理大臣または都道府県知事の監督を受ける 毎年、事業報告、予算書、決算書の提出義務あり	制限なし
役員構成	同一親族や同一団体の役員を3分の1以下におさえる	制限なし
役員報酬	不相当に高額にならないよう支給基準を公表する	制限なし
株式の取得・子会社の保有	原則不可	自由にできる
情報の公開	誰にでも閲覧させる	広告など必要最低限
公益認定の取消し	取消されたら1ヶ月以内に財産を贈与して一般法人に移行	取消なし
残余財産の処分	精算の場合の残余財産は類似の事業を行う公益法人や国等に帰属させる	精算の場合の残余財産の処分については、社員総会や評議会などで決められる
社員の資格	社団法人の場合には社員資格を不当に制限することができないし、議決権も不当に制限できない	社員の資格や議決権は自由
理事会の設置	社団法人の場合は、理事会を必ず設置	社団法人は理事会を置かなくてもいい
特別の利益	役員等に特別の利益を与えない 特定の個人、団体等にも特別の利益を与えない	特別の利益に対する制限なし
収入等の制限	公益目的事業の収入は費用を超えてはならない	制限なし
実施費用の制限	公益目的事業の費用が全ての費用の50%以上であること	制限なし

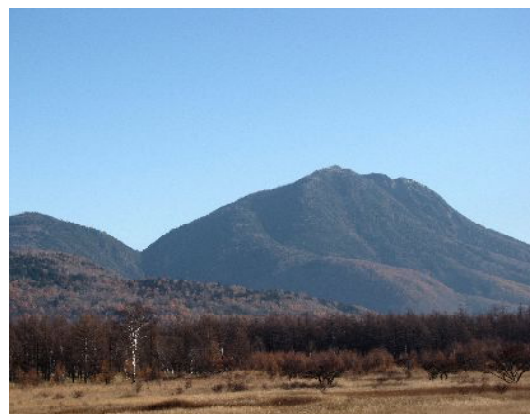
遊休財産の保有制限	公益目的事業の事業費の1年分以下	制限なし
法人税制	収益事業のみに課税	非営利型法人は収益事業課税 それ以外は全所得課税
寄附金制度	特定公益増進法人として優遇	なし
利子等に係る源泉所得税	非課税	課税

— yahoo より引用 —

## 晩秋の奥日光



(小田代が原)



(小田代が原から男体山)

毎年秋には、義理の妹夫婦・70 過ぎの義理の叔母と、那須の茶臼岳や低山歩きをしますが、今年ほとんど歩いていませんでした。戦場ヶ原を歩いてきました。6時には赤外は-3℃で吐く息は真っ白で、山は真冬身支度をし、軽く朝食を取り早々に出発。りましたが、林を抜け小田代ヶ原に到着。ているところは、朝露の関係で金色にトイレタイムをし、小田代が原に沿を堪能しながら、数時間かけて巡ってき徐々に息抜きをしてきました。



ので、奥日光の小田代が原と沼の駐車場に到着、車の状態でした。紅葉の時期は過ぎてお目の前一面朝陽を浴び輝いておりました。った木道を周りの景色ました。

**【組織の拡大にご協力をお願い致します】**

## お知らせ

平成20年4月より経理を担当しておりました白井正子が、おめでたのため10月末を持って退職いたしました。後任に、西岡真紀子が10月23日より着任し、経理を担当することになりましたので、よろしくご指導の程お願い申し上げます。

### 平成20年9月末加盟員数

協会名	9月度 会員数	10月末加盟員数		
		入会	退会	計
北海道調査業協会	30	1		31
東北調査業協会	9			9
東北中央調査業協会	9			9
北関東調査業協会	12		2	10
甲信越調査業協会	5			5
埼玉県調査業協会	21			21
千葉県調査業協会	17			17
東京都調査業協会	77	1		78
神奈川県調査業協会	27			27
静岡県調査業協会	14		1	13
中部調査業協会	8	1	1	8
東海調査業協会	27		1	26
北陸調査業協会	8			8
京都府調査業協会	10		1	9
(社)大阪府調査業協会	67			67
近畿調査業協会	19			19
兵庫県調査業協会	8			8
兵庫県総合調査業協会	13			13
中国ブロック調査業協会	12	1		13
四国調査業協会	8			8
九州調査業協会	23			23
沖縄県調査業協会	1			1
合計	425	4	6	423

## 平成 20 年度苦情処理報告書

(H.20.10.6 日現在)

協 会 名		10 月分迄	備 考
北海道調査業協会	加 盟 員	0	10 月分未提出
	非加盟員	0	
東北調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
東北中央調査業協会	加 盟 員	0	7～10 月分未提出
	非加盟員	0	
北関東調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
甲信越調査業協会	加 盟 員	0	9・10 月分未提出
	非加盟員	0	
埼玉県調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
千葉県調査業協会	加 盟 員	0	7・9・10 月分未提出
	非加盟員	0	
東京都調査業協会	加 盟 員	13	9・10 月分未提出
	非加盟員	13	
神奈川県調査業協会	加 盟 員	0	10 月分未提出
	非加盟員	0	
静岡県調査業協会	加 盟 員	1	8～10 月分未提出
	非加盟員	3	
中部調査業協会	加 盟 員	0	10 月分未提出
	非加盟員	0	
東海調査業協会	加 盟 員	1	5～10 月分未提出
	非加盟員	0	
北陸調査業協会	加 盟 員	0	7～10 月分未提出
	非加盟員	0	
京都府調査業協会	加 盟 員	0	6～10 月分未提出
	非加盟員	0	
(社) 大阪府調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
近畿調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	
兵庫県調査業協会	加 盟 員	0	10 月分未提出
	非加盟員	5	
兵庫県総合調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	1	
中国ブロック調査業協会	加 盟 員	0	5・7～10 月分未提出
	非加盟員	0	
四国調査業協会	加 盟 員	1	
	非加盟員	1	
九州調査業協会	加 盟 員	1	8～10 月分未提出
	非加盟員	1	
沖縄県調査業協会	加 盟 員	0	
	非加盟員	0	



## 社団法人 日本調査業協会倫理綱領

### 1. 職責自覚

加盟員は、業務の社会的使命を自覚して、職務を誠実公正に行うと共に国民生活に寄与するよう心掛けなければならない。

### 2. 信義誠実

加盟員は、調査は誠実に行って、正確を期し、料金は適正とし業者としての信義を重んじなければならない。

### 3. 法令遵守

加盟員は、業務の遂行に当っては常に法令を遵守すると共に、社会常識を逸脱することのないようにしなければならない。

### 4. 人権尊重

加盟員は、常に人権の尊重、擁護に配意し、他人の名誉権益を毀損したり、部落差別調査を行ったりしてはならない。

### 5. 秘密保持

加盟員は、業務上知り得た人の秘密をみだりに他人に漏洩したり発表してはならない。

### 6. 自己研鑽

加盟員は、常に人格を磨き、業務の知識技能の向上に努めなければならない。

### 7. 融和協調

加盟員は、相互に融和協調を計り、団結して業界の発展に努めなければならない。

## 社団法人 日本調査業協会自主規制

1. 基本的人権に関わる調査は絶対にこれを受件しない。

2. いわゆる「別れさせ屋」に準じた事案については絶対にこれをしない。

3. 電話番号のみから加入権者の架設住所・氏名の不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。

4. いわゆる犯罪歴などについての風評以外の不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。

5. 借入れの事実について金融機関等での不正手法による情報入手は絶対にこれをしない。

6. 調査結果について誇大、虚偽の報告は絶対にこれをしない。

7. その他、不適正な広告掲載や非合法と思われる営業活動及び調査手法は絶対にこれをしない。

【組織の拡大にご協力をお願い致します】

## 社団法人 日本調査業協会

〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町 1-5-6

黒澤和泉町ビル 202

T E L : 03-3865-8371

F A X : 03-3865-8002

<http://nittyokyo.or.jp>

E-mail : [center@nittyokyo.or.jp](mailto:center@nittyokyo.or.jp)

発行所：(社) 日本調査業協会 事務局